

障害者差別解消法施行にかかる本市の取り組みについて

1. 神戸市「障害を理由とする差別に関する相談窓口」開設

平成 28 年 4 月より、専用電話を設置し、障害を理由とする差別に関する相談窓口を開設し、2 名の相談員が、電話、メール、FAX で相談に対応している（窓口相談は事前予約制）。相談事例については、市のホームページで一部を公開している。

2. 広報啓発

障害者差別解消法の施行について、市民に広く周知するため、市の広報紙やホームページの他、諸機関の広報紙への記事掲載、啓発カード入りティッシュの作成など、広報啓発に取り組んでいる。

- (例) 神戸新聞 (H25.12.3 朝刊) (H27.12.3 朝刊) (H28.12.3 朝刊) (啓発記事掲載)
 広報紙 KOBE3 月号折込 (4 面) (H28.3 月号) (啓発記事掲載)
 婦人神戸 (H25.11.28 号) (H27.11.28 号) (H28.4.15 号) (H28.11.28 号) (啓発記事掲載)
 障害者差別相談窓口案内チラシ作成
 障害者差別解消法・窓口啓発カード入りティッシュ作成
 内閣府「障害者差別解消法」リーフレット (増刷)
 婦人会会長研修会 チラシ・リーフレット配布
 しあわせの村だより 5・6 月号 (相談窓口の案内)、7・8 月号 (啓発記事掲載)
 神戸商工だより (神戸商工会議所情報紙 8 月号) (啓発記事掲載)
 神戸市「障害者差別解消法」リーフレット作成
 さんちかアドウィンドー パネル展示 (H28.12.2～26) (法周知・相談窓口案内・相談事例紹介)
 ほか

3. 市民フォーラムの開催

障害に対する市民の理解を深めるための取り組みとして、市民フォーラムを開催している。

(平成 28 年度実績) ※実施予定含む

- ・福祉教育講演会 & 「愛の輪ポスター、障害者週間のポスター、福祉体験作文、心の輪を広げる体験作文」表彰式 (H28.12.18)
- ・市民フォーラム 映画上映 (須磨区自立支援協議会共催) (H29.3.18)
- ・市民フォーラム リオパラ出場選手トーク & ディスカッション (UD フェア) (H29.3.19)

3. 研修講師派遣

各区自立支援協議会や事業者等における障害者差別解消法に関する研修の実施にあたり、弁護士・学識経験者等を研修講師として派遣している。

(H28.4～ 講師派遣回数：25 回、延参加者数：約 1,270 人 ※実施予定含む)

4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する神戸市職員対応要領（神戸市職員対応要領）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）は、地方公共団体等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるものとしている（法第 10 条）。

これを受け、神戸市として統一的な考えのもと、全職員が必要な取り組みを実施できるよう、障害者施策推進協議会の制度分科会においてもご意見を伺い、神戸市職員対応要領を策定した。

また、障害者差別解消法の趣旨や本要領について、市職員が理解を深め適切に対応できるよう、全職員向け（地方独立行政法人及び外郭団体も含む）の研修を実施した。

5. その他

難聴の方や補聴器を利用されている方が講演会や研修などに参加された際の聴こえを助けるための「携帯型磁気ループ」や、視覚障害のある方が音声で文字情報を得るための「音声コード読み上げ装置」を購入し、必要のある部署へ貸出している。